

県内市町村広域連合の業務にみる長野県の特質

「自治体戦略 2040 構想」の圏域マネジメント団体を検討する一助として

理事 傘木宏夫（NPO地域づくり工房代表）

本紙 152 号（2019 年 9 月）では、全国に比べて長野県における市町村広域連合が突出して設置されている状況を見ました。本号では、県内の市町村広域連合における業務が地方行政をどの程度網羅しているのかを見ることで、引き続き総務省「自治体戦略 2040 構想」が打ち出す「圏域マネジメント団体」を批判的に検討する材料としたいと思います。

■前号のふりかえり

1994 年の地方自治法改正により導入された広域連合は全国に 117 団体あります、（2019 年 4 月 1 日現在、総務省）。

そのうち、都府県単位で設置されているものは 51 団体で、長野県では長野県後期高齢者医療広域連合と長野県地方税滞納整理機構があります。また、関西広域連合（2010 年 12 月、2 府 6 県 4 政令市）という府県域を越えたものもあります。

これらを除き市町村単位での連合は 65 団体あります。このうち、複数の分野の事務を扱っているのは 40 団体で、長野県内の広域連合（10 団体）のように他分野にわたる連合は少なく、長野県内の状況は際立っています（表 1）。

表 1：市町村広域連合の処理事務数の比較

	設置数	平均事務数
全 国	65	12.3
長野県	10	21.3

※総務省資料より NPO 地域づくり工房作成

■県内市町村広域連合における業務内容

このことを踏まえて、長野県内の市町村広域連合 10 団体（全県単位の 2 団体を除く）について、その業務内容を調べてみました（表 2）

業務数の数え方については、広域連合により業務の区分け方に若干の違いがあるため、なるべく比較できるように、細分化して記載しました。そのため、各広域連合において定めている業務数と違いが生じています。

このように比較した場合、最も業務数が少ないのは長野広域の 11 件で、最も多いのは木曾広域と北アルプス広域の 29 件でした。後者の 2 団体はその行政エリアの広さが共通しています。

木曾広域の場合、景観や公共サイン、移住促進、木曾川上下流交流の推進など、広域観光に力を入れている他、情報公開や行政不服審査といった業務も扱っている。北アルプス広域では、施設の運営・整備に係る事務が目立っている。

全体としてみると、幹線道路や観光振興、ごみ処理、消防、介護、休日・夜間救急医療、職員研修等の業務と、「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」により広域連合が処理している火薬類や液化石油ガスの扱いに関する業務などが、多くの広域連合で共通しています。

地域性の高い業務も見られます。上田創造館の設置運営（上田）、旧伝染病舎跡地の管理（松本）、諏訪湖浄化（諏訪）などです。

また、情報処理システムの共同設置・管理（上伊那、北アルプス）、地域高度情報化施設の設置管理（木曾）といった IT 化に伴う業務も見られます。

このように、県内の広域連合では、相当数の業務を処理しており、その中には地域性も反映されていることが伺えます。

しかし、それら業務が、広域連合に委ねられていることで、効果的に執行されているかどうかは資料からは読み取れません。各地の広域議員などの交流により検証する必要があります。

表2：長野県内市町村広域連合の業務（2019年4月1日現在）

名称	設置年	市町村	業務内容	
上田地域	H10.4.1	上田市、東御市、青木村、長和町、坂城町（2市2町1村）	01 広域行政の推進 02 広域的幹線道路網構想・計画の策定、連絡調整 03 広域的な観光振興 04 広域的な保健福祉の調査研究 05 ごみ処理等の調査研究 06 消防 07 上田創造館の設置管理運営 08 図書館情報ネットワークの整備及び運営 09 ふるさと基金事業に関する事務 10 介護認定調査並びに介護認定審査会の設置運営 11 介護相談員の設置及び運営 12 障害者支援区分認定審査会の設置及び運営 13 病院群輪番制病院に係る補助事業 14 し尿処理施設の設置管理運営 15 ごみ処理の広域化計画に基づく事業の実施 16 ごみ焼却施設の設置管理運営 17 斎場の設置管理運営 18 火薬類の譲渡又は消費等の許可等 19 液化石油ガス設備工事の届出の受理	19件
松本	H11.2.1	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村（3市5村）	01、03、06、09、10、12、15、18、19 20 職員の共同研修及び派遣研修 21 広域的な課題の調査研究 22 旧伝染病舎跡地の管理	12件
木曾	H11.4.1	木曾町、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村（3町3村）	01、02、03、06、10、12、14、16、17、18、19、21 23 景観基本構想の推進 24 公共サインの設置及び管理 25 情報公開及び個人情報保護審査会の設置運営 26 行政不服審査会の設置運営 27 老人ホーム措置入所判定委員会の設置運営 28 養護老人ホームの設置管理運営 29 休日及び夜間の救急医療 30 循環型地域づくりの推進 31 公共下水道汚泥集約的処理施設の設置管理運営 32 広域的な移住定住促進 33 奨学資金の貸付 34 木曾文化公園の設置管理運営 35 埋蔵文化財の委託調査 36 地域高度情報化施設の設置管理 37 木曾川上下流交流の推進拡大等 38 スポーツ振興基金 39 公共土木事業のうち当該町村長との協議により広域連合が処理することとなった事務	29件
南信州	H11.4.1	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村（1市3町10村）	01、02、06、10、12、14、15、16、18、19、21 40 地方拠点都市地域の振興整備 41 市町村間の人事交流の連絡調整 42 広域防災計画の実施に必要な連絡調整 43 地域生活支援事業としての相談支援事業 44 障害者支援施設の設置管理運営 45 まち・ひと・しごと創生法に規定する計画で広域連携によって取組むこととなった事業	17件
上伊那	H11.7.1	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村（2市3町3村）	01、02、03、09、10、12、15、18、19、21、28、30、39 46 業務システムの共同利用を行うための電算機の設置、管理及び運用に関する事務 47 広域的な医療体制の整備調整に関する事務	15件

名称	設置年	市町村	業務内容	
北アルプス	H12. 2. 1	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村（1市1町3村）	01、03、06、10、11、12、13、15、17、18、19、20、21、28、29、36、39、46、 48 ふるさと市町村圏事業の実施に関する事務 49 広域的な地域情報化に関する調査研究 50 北アルプス市町村会館 51 視聴覚ライブラリー 52 介護老人保健施設 53 介護保険に関する事務 54 認知症対応型共同生活介護を実施するための共同住宅 55 北アルプスエコパーク 56 大町リサイクルパーク 57 在宅当番医制補助事業に関する事務 58 在宅歯科当番医制補助事業に関する事務 59 施設の建設に対する財政援助に関する事務（特別養護老人ホーム、救護施設、介護老人保健施設、療養型病床群、認知症対応型共同生活介護を実施するための共同住宅、ケアハウス）	29 件
佐久	H12. 4. 1	小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町（2市5町4村）	01、04、05、06、10、12、13、17、18、19、20、36、39、44、49、51、 60 振興整備に関連した事業の実施に関する事務 61 血液保管所の設置及び管理に関する事務 62 と畜場施設の設置及び管理に関する事務 63 特別養護老人ホーム施設の設置及び管理に関する事務 64 生活保護法による救護施設の設置及び管理に関する事務 65 成年後見支援センターの設置及び運営に関する事務 66 地方分権に関する調査研究 67 広域的な野生鳥獣被害対策に関する調査研究	24 件
北信	H12. 4. 1	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村、北信保健衛生施設組合、岳北広域行政組合、岳南広域消防組合（2市1町3村3組合）	01、02、03、04、05、10、12、13、20、27、28、 68 消防の広域化に関する調査研究 69 公平委員会に関する事務	13 件
長野	H12. 4. 1	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町（3市4町2村）	01、10、12、16、20、21、27、28、65 70 デイサービスセンターの管理及び運営に関する事務 71 在宅介護支援センターの管理及び運営に関する事務	11 件
諏訪	H12. 7. 1	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村（3市2町1村）	01、03、05、06、09、10、11、12、13、14、15、17、18、19、20、21、26、29、49、53、 72 救護施設八ヶ岳寮の設置、管理及び運営に関する事務 73 保健福祉事業に関すること 74 地域支援事業及び事業者の指定に関すること 75 諏訪湖浄化の推進に関すること	24 件

※総務省ホームページ「広域連合一覧」よりNPO地域づくり工房作成

■圏域マネジメントと二層制の柔軟化

総務省「自治体戦略 2040 構想研究会」は、今後のあり方として、「圏域マネジメントと二層制の柔軟化」を打ち出しています。

その意図は、「個々の市町村が行政のフルセット主義から脱却し、戦略的に圏域内の都市機能等を守る」として、「圏域単位で行政を進めることについて真正面から認める法律上の枠組みを設け、中心都市のマネジメント力を高めること」を打ち出しています。圏域で行う業務としては、医療・介護、インフラ・公共施設、空間簡易、防災などを例示しています。

これに対して、日本弁護士連合会の意見書（2018年10月）は、「国が主導して市町村の権限の一部を『圏域』に担わせようとするものであり、自治体が自主的権限によって、自らの事務を処理するという団体自治の観点から問題がある。また、

住民による選挙で直接選ばれた首長及び議員からなる議会もない『圏域』に対し、国が直接財源措置を行うことは住民の意思を尊重する住民自治の観点からも問題がある。これらの点は、憲法上の保障である地方自治の本旨との関係で看過できない問題である」と、厳しく批判しています。

一方、長野県内の市町村広域連合は、すでに同研究会が例示するような業務を行っており、それは、各市町村議会から選出された議員で構成する議会により採否されています。

それでは、市町村広域連合があれば、総務省研究会のいう圏域マネジメントは行われていると言えるのか、それとも別の機能（議会を要しない行政システム）を求めているのか、今後議論を深めていく必要があるのではないのでしょうか。その議論は、圏域マネジメントのあり方に根本的な課題を投げかけることになると思われます。

第15回 地域再生研究会

広域連合と市町村連携の今後を考える

～総務省「自治体戦略 2040 構想」への対抗軸を探る～

長野県内には複数の市町村で構成する広域連合が10団体（県域での連合を除く）あり、他分野にわたる事務を扱っています。実は、全国的には特異な状況で、平成大合併が他県に比べて進まなかった背景とする見方もあります。

一方、総務省「自治体戦略 2040 構想研究会」がその目玉として圏域マネジメントの推進を掲げ、市町村の団体自治を形骸化して、複数の市町村を対象とした圏域マネジメント団体を通じた中央官庁の統治を効率よく浸透させようとする方向性が打ち出されています。

こうした中、県内の広域連合の現状をどうみるのか、地域が求めている市町村連携とはどんなものなのか、各地の広域議員経験者を交えて議論しましょう。

日時：2020年**2月4日**（火） 午後**2時～4時**半

会場：長野大学（予定）

資料代：**会員無料**（非会員：2,000円）

資料説明：傘木宏夫（理事、NPO地域づくり工房代表）

コーディネーター：安井幸次（理事長、長野大学名誉教授）

<広域連合議会議員を経験された方からの話題提供を歓迎します>

当初昨年10月に開催を予定していた、台風21号の影響により延期したものです。前回予定されていた方にはご迷惑をおかけしました。

研究所だより 第154号

みなさまからの投稿をお待ちしています！

手書きの原稿でもかまいません。地方自治や住民運動などをめぐる身近な話題をお寄せ下さい。お気軽に事務局にご連絡下さい。

発行日：2019年11月20日

発行者：長野県住民と自治研究所（担当：傘木宏夫）

事務局：NPO地域づくり工房

長野県大町市仁科町3302（〒398-0002）

Tel&Fax.0261-22-7601 E-Mail:jitiken@omachi.org

郵便振替口座 00570-1-80805 長野県住民と自治研究所

